

チェルノブイリ法から学ぶべきこと

「チェルノブイリ法」の特徴：補償対象の広さと国家責任の明確さ

1986年4月26日、チェルノブイリ原発4号炉が爆発しました。チェルノブイリ法は、事故の5年後1991年2月に、ソ連邦ウクライナ共和国で制定された「チェルノブイリ大災害（カストロフィ）」による「被災者保護法」です。その後、ベラルーシ共和国、ロシア共和国でもチェルノブイリ法が成立し、同年末、ソビエト連邦は解体しました。

チェルノブイリ法の特徴は、対象の広さと国家責任を明確にしていることです。高い放射線リスクのもとで働いた事故処理作業員（リクビダートル）、汚染地域からの避難者、汚染地域に住み続ける人々、という様々な被害者が、「被災者」として保護されています。さらに、条件を満たせば、事故後に生まれた子供たちも「被災者」として認められています。

ウクライナでは、5ミリシーベルト以上の「強制移住地域」では住んではいけないとされています。1～5ミリシーベルトは「移住勧告地域」で、希望すれば移住ができます。1ミリシーベルト以上の移住権保障の意味は、人道的視点から定められ、住民は国家が守るという観点が徹底しています。

2011年4月ウクライナ政府から発表された「ウクライナ政府報告書」によれば、慢性疾患を持つ第2世代は1988年には21.1%だったのが、2008年には78.2%に増加しました。UNSCECERなどの国際機関は、被ばくとの因果関係を認めてこなかったのですが、ウクライナでは、チェルノブイリ法によって、人道的視点から健康診断の受診率は、近年でも90%以上です。ベラルーシでは、今なお年間10万人の子供たちが国費で保養を受けています。完璧な証明より、不完全でも人間にやさしい科学の倫理的取り扱い方がされています。

日本の「原発事故子ども・被災者支援法」→ 被災者の権利骨抜き、20mSvの押しつけ

2012年6月、議員提案され、全会一致で可決・成立されました。この「支援法」の理念は、被ばく被害の回避であり、「移住」「帰還」「居住」という多様性を認め、自己決定権を尊重するものでした。チェルノブイリ法の知恵を引き継ぎ、被ばくを避ける権利を保障する内容でした。

しかし、「支援法」の基本方針は作られず、店晒しにされた後、自民党政権が復活した2013年8月に突然基本方針案が示されました。最も大きな問題は、支援対象地域が33市町村に限定されてしまったことです。さらに、2017年3月～4月には、「帰還困難区域」を除いて避難指示を解除しました。チェルノブイリでは30年経った今日も解除していません。また、2018年3月には精神的損害賠償（慰謝料）も終了するというのです。

さらに、大問題として、政府は、ICRPの勧告に基づく避難指示解除を20ミリシーベルト以下で妥当としているのです。1ミリシーベルト以上は移住権を保障されているチェルノブイリ法とは大違いで、被災者の権利は骨抜きにされています。しかも、ICRPでさえ避難指示を1ミリシーベルトに近づけるべきだとしています。が、「収束宣言」で緊急時を脱したのに政府は応じていません。福島県は健康診断をしています。が、慢性疾患はおろか、被ばくと甲状腺疾患の関係さえ否定しています。

ウクライナもソ連崩壊後、経済危機に直面し、補償額が守られない状況になりました。が、チェルノブイリ大災害の被害克服の責任は、国家にあることが憲法に明記されています。そんなウクライナに比べてはるかに豊かな日本において、東電、政府が住宅提供、賠償さえ打ち切り、被災者に「自己責任」を負わせるとは、きわめて非人道的です。そんな政府が、チェルノブイリ法を「財政難を引き起こす」「失敗した移住策」と批判するのは、噴飯ものです。